

令和6年第2回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

# 令和6年第2回中空知広域水道企業団議会定例会

令和6年11月28日(木) 滝川市役所10階議会議場

午前10時00分 開会

午前11時00分 閉会

## ○議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告第1号 専決処分について(補正予算(第1号))

日程第5 報告第2号 令和5年度決算に係る資金不足比率について

日程第6 報告第3号 定期監査報告について

日程第7 報告第4号 例月現金出納検査報告について

日程第8 議案第1号 中空知広域水道企業団水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 認定第1号 令和5年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算

## ○出席議員 13名

1番 寄谷猛男君	2番 好川章君	3番 藤田哲也君
4番 堀重雄君	5番 柴田文男君	6番 多比良和伸君
7番 沢田広志君	8番 是枝貴裕君	9番 高田浩子君
10番 本田加津子君	11番 松井敬道君	12番 森岡新二君
13番 星厚早君		

## ○欠席議員 0名

○説明員	企業長	前田康吉君	副企業長	飯澤明彦君
	副企業長	柴田一孔君	副企業長	三本英司君
	参与	中島純一君	監査委員	宮崎英彰君
	監査委員	山口俊哉君	企業局長	原田暢裕君
	監査事務局長	前田昌敏君	営業課長	田村拓也君
	工務課長	吉尾一彦君	滝川営業所長	辻本一浩君
	砂川営業所長	岩崎賢一君	歌志内営業所長	佐渡憲博君
	奈井江営業所長	加藤一之君	営業課課長補佐	澤田忠信君
	工務課課長補佐	金瀧靖次君		
	営業課係長	池田茂喜君	工務課係長	山口祥弘君
	工務課係長	佐藤純平君	営業課主任主事	松本憲英君
	営業課主事	吉澤圭祐君	工務課技師	野村軍太君

○会議事務従事者 議会事務局長 下道くみこ君  
事務局書記 中易千春君

◎開会・会議宣言		開会時間午前10時00分
○議	長	ただいまより、令和6年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を開会します。
○議	長	ただいまの出席議員は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うこととします。
○議	長	日程第1 「会議録署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において4番堀議員、9番高田議員を指名いたします。
○議	長	日程第2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。今定例会の会期は、本日の1日間といたしたいと思えます。 このことにご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定しました。
○議	長	ここで4月1日付けの人事異動に伴う企業団職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。  (人事異動に伴う企業団職員の紹介)
○議	長	会議を再開します。
○議	長	日程第3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。  (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	おはようございます。本日、令和6年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。議員の皆さまにご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思えますが、2点につきましては、口頭でご報告させていただきます。 1点目は、水道水の供給状況でございます。令和6年2月から10月までの有収水量につきましては、417万2,621立方メートルとなり、令和5年における同期間の有収水量と比較いたしますと、98.65%となっております。 2点目は、企業団所有地の売買契約についてでございます。空知川築堤工事に伴います公宅等の移設用地として滝川市が昭和45年に購入、当企業団が平成18年

		<p>に継承し、近年は未利用地となっておりました滝川市新町の土地につきまして、この度、事業用建築物の建設のため購入したいという事業者からの申し出があり、売買に向けた作業を進め、契約締結に至ったところでございます。</p> <p>口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議の程よろしく申し上げまして口頭報告といたします。</p>
○議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これをもちまして、行政報告を終わります。</p>
○議	長	<p>日程第4 報告第1号「専決処分について(補正予算(第1号))」を議題とします。</p>
○議	長	<p>説明を求めます。</p> <p>(企業局長挙手)</p>
○議	長	<p>局長。</p>
○局	長	<p>ただいま上程されました、報告第1号「専決処分」について、ご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、企業団保有の土地を事業者に売却をしたことに伴い、予算を補正するものでございます。売却の相手方となった事業者は、降雪前までに建築に向けて一部着手したい旨の意向があり、売却に急を要したため、議会開催の時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき、本議会で報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>1、専決事項につきましては、「令和6年度中空知広域水道企業団水道事業会計補正予算 第1号」であります。</p> <p>2、専決処分年月日は、令和6年10月8日でございます。</p> <p>内容についてご説明申し上げますので、3ページをお開きください。</p> <p>今回の補正は、先にご説明しましたように、企業団が保有していた土地を事業者に売却したことに伴い、売却代金収入が生じたものでございます。</p> <p>第1条は総則でございます。</p> <p>第2条は、収益的収入の補正であります。資産計上している金額を近隣の状況を勘案し売却した結果、売却益が生じたことによるものであります。第1款水道事業収益、第3項特別利益382万7,000円を増額補正いたしました。</p> <p>第3条は、資本的収入の補正で、土地の売却に伴う売却代金によるものでございます。</p>

		<p>第1款資本的収入、第5項に固定資産売却代金を新設し、276万2,000円の増額補正を行いました。これに伴い、令和6年度予算書第4条本文の括弧書の中に記載の、資本的収入額が資本的支出額に不足する額が10億4,799万7,000円から10億4,523万5,000円に、建設改良積立金が1億2,905万8,000円から1億2,629万6,000円に、それぞれ変更してございます。</p> <p>4ページから7ページにつきましては所定の書式に基づき記載しておりますのでお目通し願います。</p> <p>8ページをお開き願います。補正予算明細書であります。先ほどもご説明申し上げたとおり、売却を行う際に、近隣の状況を勘案し売却した結果、売却益が生じたことから、収益的収入の1款水道事業収益、3項特別利益に、2目固定資産売却益を新設し、382万7,000円を増額補正したところでございます。</p> <p>次に資本的収入でございます。収益的収入同様に、土地の売却に伴う売却代金によるものでございます。1款資本的収入に、5項固定資産売却代金及び1目土地売却代金を新設し、276万2,000円を増額補正いたしました。</p> <p>以上、報告第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これにて質疑を終結します。</p>
○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、報告第1号は承認することに決定しました。</p>
○議	長	<p>日程第5 報告第2号「令和5年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。</p>
○議	長	<p>説明を求めます。</p>

		(企業局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	<p>ただいま上程されました報告第2号「令和5年度決算に係る資金不足比率」について、ご説明申し上げます。</p> <p>「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第2項の規定に基づき算出した資金不足比率について、同条第1項の規定により、別紙、監査委員の審査意見を付して、報告するものでございます。令和5年度決算における資金不足比率はマイナス78.4パーセントであり、資金の不足の発生はなく、本比率は該当いたしません。</p> <p>以上、報告第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終結いたします。</p>
○議	長	報告第2号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第6 報告第3号「定期監査報告について」を議題といたします。
○議	長	説明を求めます。
		(宮崎監査委員挙手)
○議	長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員		<p>報告第3号「定期監査報告」についてご説明いたします。</p> <p>地方自治法第199条第4項の規定による中空知広域水道企業団の定期監査を、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。</p> <p>監査の対象は令和5年度の執行事務であり、監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。</p> <p>監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行又は管理されていると認められましたので、今後におかれましても適正な事務処理に努めていただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告第3号「定期監査報告」を終わります。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

		(なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。
○議	長	これにて質疑を終結いたします。 報告第3号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第7 報告第4号「例月現金出納検査報告について」を議題とします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
		(なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第4号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第8 議案第1号「中空知広域水道企業団水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。
		(企業局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	ただいま上程されました議案第1号「中空知広域水道企業団水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 令和5年5月に公布された「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、この法改正に関連した関係政令及び関係省令が公布され、令和6年4月1日に施行されておりますが、一部については令和7年4月1日に施行されることになっております。 この法改正を受けて、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例において参酌すべき、国が定める基準について定めた「水道法施行令」及び「水道法施行規則」の規定が改正されることになりました。 この条例は、当該法改正に伴う条項の整備を行うとともに、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、国の基準に沿った見直しを行うため、本条例を改正したいとするものでございます。 改正内容について、新旧対照表にてご説明しますので、議案第1号参考資料をご覧ください。 第3条は「布設工事監督者の資格」に関する規定ですが、見直しの要点は大きく

	<p>は2点で、1点目は実務経験年数に水道以外他分野の実務経験を加味すること、2点目は学歴・学科要件に、土木工学科以外の課程を追加することであり、具体的には、第1号では、大学の土木工学科またはこれに相当する課程の卒業者については、実務経験年数に水道以外の、工業用水道・下水道・道路または河川分野における3年以上の実務経験についても算入可能とすること、ただし、水道に関する実務上の経験を半分の1年6月以上とすることに改正するほか、所要の文言整理を行い、第2号では、大学卒業生について、機械工学科もしくは電気工学科、またはこれに相当する課程を追加し、実務経験年数は4年以上とすること、ただし、第1号と同様に水道に関する実務上の経験を半分の2年以上とすることに改正するほか、所要の文言整理を行い、第3号では、短大・専門学校の土木科またはこれに相当する課程の卒業生については、第1号と同様に実務経験年数は5年以上とすること、ただし、水道に関する実務上の経験を半分の2年6月以上とすることに改正するほか、所要の文言整理を行い、第4号では、第2号と同様に、短大・専門学校卒業生について、機械科もしくは電気科またはこれに相当する課程を追加し、実務経験年数は6年以上とすること、ただし、水道に関する実務上の経験を半分の3年以上とすることに、第5号では、高校等の土木科またはこれに相当する課程の卒業生については、実務経験年数は7年以上とすること、ただし、水道に関する実務上の経験を半分の3年6月以上とすることに、第6号では、高校等の卒業生についても、機械科もしくは電気科またはこれに相当する課程を追加し、実務経験年数は8年以上とすること、ただし、水道に関する実務上の経験を半分の4年以上とすることに、第7号では、その他の者については、水道等の工事に関する技術上の実務経験年数を10年以上とすること、ただし、水道の工事に関する技術上の実務経験は半分の5年以上とすることに、それぞれ改正したいとするものでございます。</p> <p>第4条は「水道技術管理者の資格」に関する規定で、現行の条例では、第1号で「布設工事監督者の資格を有する者」という資格要件を設けていましたが、その要件を廃止し、代わりに、改正後の第1号において、学歴・学科要件として土木工学の課程の卒業生という分類を新たに設け、水道に関する実務経験年数について、大学卒業生は3年以上、短大・専門学校の卒業生は5年以上、高校等の卒業生は7年以上とする改正をするほか、所要の文言整理を行いたいとするものでございます。</p> <p>第2号及び第4号につきましては、法制執務に関わる所要の文言整理となります。</p> <p>次に附則についてでございますが、附則1は施行期日です。令和7年4月1日から施行したいとするものでございます。</p> <p>附則2は経過措置です。施行日前に既に資格要件を満たしている職員に不利益が生じないように、従前の例による旨を規定しております。</p> <p>以上、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
○議	<p>長 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	<p>長 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>

○議	長	<p>これより討論に入ります。討論ございますか。</p> <p>(討論なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、議案第1号を採決します。</p> <p>本案を可決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号は可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第9 認定第1号「令和5年度中空知広域水道企業団水道事業会計決算」を議題といたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(企業長挙手)</p>
○議	長	<p>企業長。</p>
○企 業	長	<p>令和5年度中空知広域水道企業団水道事業の決算をご認定いただくにあたり、決算書及び審査意見書を提出いたしました。審査に先立ちまして本事業決算の大綱をご説明申し上げます。</p> <p>本年度は、当企業団の水道事業経営の基本である「水道事業ビジョン」などの各種計画に基づき、水道事業者として地域の重要な生活インフラ、社会インフラの責務を担っている重大さを認識した中で、事業を進めてまいりました。</p> <p>施設・設備等の更新事業につきましては、老朽化が進行している取水施設の主要な電気設備である取水機械棟受変電設備更新工事や今般の線状降水帯豪雨に象徴される激甚災害等に伴う長期停電時においても持続的にポンプ送水できるよう、歌志内第1増圧ポンプ場発電機更新工事等を行ったほか、各地区において、経年劣化等による漏水が懸念される路線を中心に、滝川第1配水池系基幹管路整備工事をはじめとする28箇所、延べ4,902mに及ぶ配水管布設替工事を中心に事業を実施しました。</p> <p>本年度における給水収益につきましては、給水人口の引き続き減少傾向に加え、物価高騰の世相や環境保全への関心の高まりを反映した節水意識の浸透、節水型機器の普及等もあり、前年度に比べ約1,595万円の減少となりました。</p> <p>なお、給水収益の現年度分収納率につきましては、前年度比2.4ポイント減の95.3パーセントでしたが、5月末現在の実質的な収納率で申しますと、前年度の99.7パーセントを0.1ポイント下回る99.6パーセントとなったところであります。</p> <p>それでははじめに、本年度における配水量についてですが、年間総配水量は664万6,043立方メートル、1日平均配水量は1万8,158立方メートルとなりました。また、有収水量につきましては、年間総有収水量は555万1,792</p>

<p>○議 長</p> <p>○局 長</p>	<p>立方メートル、前年に比べ6万5,988立方メートルの減少となり、有収率は0.1ポイント減の83.5パーセントとなったところであります。</p> <p>次に、経理状況について申し上げますと、収益的収支では、収入15億6,507万円、支出14億5,105万円で、収支差引では1億1,402万円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金11億2,467万円、その他未処分利益剰余金変動額3億4,631万円と合わせた当年度未処分利益剰余金は15億8,500万円となったところであります。</p> <p>資本的収支では、収入4億1,945万円、支出18億3,180万円で、収支差引では14億1,235万円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。</p> <p>なお、現在保有している現金預金の効率的な運用を図るため、投資有価証券として北海道債2億円を購入いたしました。</p> <p>以上、令和5年度水道事業の決算大綱を申し上げますが、今後におきましても健全かつ安定した水道事業経営を確立するため一層努力し、住民の皆様の大切な財産である水道施設を次の世代へ継承し、安全で安心な水を安定供給し続ける使命の達成に努める所存であります。</p> <p>なお、決算の詳細につきましては、担当より説明させますので、慎重なご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(企業局長挙手)</p> <p>局長。</p> <p>令和5年度中空知広域水道企業団水道事業会計の決算について、ご説明申し上げます。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。決算報告書でございます。消費税及び地方消費税込みで記載しております。収益的収入及び支出の「収入」でございます。1款水道事業収益決算額17億99万8,151円、執行率99.5パーセント、1項営業収益執行率99.4パーセント、2項営業外収益執行率100.6パーセント、3項特別利益の収入はございません。</p> <p>次に「支出」でございます。1款水道事業費用決算額15億159万7,951円、執行率94.3パーセント、1項営業費用、執行率94.9パーセント、2項営業外費用執行率85.0パーセント、3項特別損失、執行率21.7パーセント、4項予備費の支出はございません。</p> <p>4ページ、5ページをお開き願います。資本的収入及び支出の「収入」でございます。1款資本的収入、決算額4億1,944万6,677円、執行率102.9パーセント、1項企業債、執行率93.3パーセント、2項出資金、執行率98.5パーセント、3項国庫補助金、執行率99.6パーセント、4項分担金、執行率100パーセント、5項補償金、執行率146.8パーセント。</p> <p>次に「支出」でございます。1款資本的支出、決算額18億3,179万8,895円、執行率99.4パーセント、1項建設改良費、執行率99.3パーセント、2項企業債償還金、執行率100パーセント、3項投資、執行率100パーセント、4項予備費の支出はございません。</p> <p>一番下段の記載になりますが、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額14億1,235万2,218円については、当年度消費税及び地方消費税、資本的収</p>
-------------------------	--

支調整額などで補填いたしました。

7ページをお開き願います。財務諸表の損益計算書でございます。1の営業収益ですが、(1)給水収益から(3)その他の営業収益までを合計いたしまして、14億3,851万3,171円、2の営業費用では、(1)議会及び監査費から(8)資産減耗費までを合計いたしまして、14億504万2,417円、差引きの営業利益は、3,347万754円となりました。3の営業外収益では、(1)受取利息から(4)雑収益までを合計いたしまして、1億2,655万5,439円、4の営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費、及び(2)雑支出を合計いたしまして、4,599万2,187円となり、経常利益については、1億1,403万4,006円となりました。

5の特別損失については、過年度損益修正損が1万8,381円となり、最終的な当年度純利益は、1億1,401万5,625円となり、当年度未処分利益剰余金は、15億8,499万8,805円となりました。

次に8ページ、9ページをお開き下さい。下の欄の剰余金処分計算書です。年度末時点での剰余金のうち、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金に各6,100万円を新たに積み立てましたが、資本的収支の不足額の補填分として過去に積立てた積立金から3億4,631万4,194円を取崩しましたので、繰越未処分利益剰余金は10億5,568万4,611円となりました。

次に10ページ、11ページをお開き願います。貸借対照表でございます。

まずは資産の部です。1の固定資産は合計で192億5,120万5,742円、2の流動資産は、現金預金が14億8,632万8,766円で、合計では16億7,541万1,066円となり、資産合計では209億2,661万6,808円となりました。

続きまして負債の部です。3の固定負債は合計で40億5,035万9,772円、4の流動負債は合計で5億5,026万579円、5の繰延収益の合計は23億1,517万8,816円となり、負債合計で69億1,579万9,167円となりました。

続きまして資本の部です。6の資本金は72億105万3,302円、7の剰余金は、資本剰余金の合計が46億6,362万3,213円、利益剰余金の合計が21億4,614万1,126円で、合せた剰余金の合計が68億976万4,339円となり、資本合計は140億1,081万7,641円となりました。負債資本の合計では209億2,661万6,808円となったところです。

13ページをお開き願います。キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらでも所定の書式に基づき記載しておりますので、お目通し願います。

14ページをお開き願います。収益的収入及び支出明細については、消費税及び地方消費税抜きの金額で主なものをご説明いたします。最初に「収入」でございます。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益は13億5,138万1,171円で、収納率は、3月末で95.28パーセント、5月末で99.56パーセントとなったところです。2目受託工事収益、3目その他の営業収益については特段申し上げることはございません。2項営業外収益についても、特段申し上げることはございません。

15ページに入りまして、「支出」でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目議会及び監査費については、特段申し上げることはございません。

2目原水及び浄水費2億8,450万4,196円は浄水場の運転管理委託料及び維持管理費などでございます。

	<p>続きまして16ページにわたりますが、3目配水及び給水費1億3,163万9,895円は、配水・給水管の修繕費及び各ポンプ場の維持管理費などでございます。</p> <p>4目受託工事費については、特段申し上げることはございません。</p> <p>続きまして17ページにわたりますが、5目業務費1億2,732万2,670円は、水道料金の賦課徴収に係る人件費及びメーター検針委託料などでございます。6目総係費5,798万7,207円は、総務担当職員の人件費及び各営業所の使用に係る負担金などでございます。</p> <p>18ページをお開き願います。7目減価償却費、8目資産減耗費については、特段申し上げることはございません。</p> <p>2項営業外費用、3目雑支出407万560円については、消費税の確定申告に係る控除対象外消費税などがございます。3項特別損失については、特段申し上げることはございません。</p> <p>19ページ、資本的収入及び支出明細に移ります。「収入」でございます。1款資本的収入、4項1目負担金3,118万3,312円については、料金システム更新に係る、開発委託料負担分としての各構成市町からの負担金でございます。5項1目補償金7,151万3,800円については、ラウネ川総合流域防災工事に伴う補償金などがございます。</p> <p>続きまして、20ページをお開き願います。「支出」でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費9億3,749万5,903円は、自家用発電機更新工事ほか、配水管の布設替えなどの工事費でございます。なお、工事の内訳については33ページ、34ページに記載しております。2目量水器費については特段申し上げることはございません。3目固定資産取得費9,197万円については、料金など各種システム更新のほか、水質検査機器などの購入費でございます。</p> <p>21ページに入りまして、2項1目企業債償還金については特段申し上げることはございません。</p> <p>3項1目投資有価証券購入費2億円については、保有する現金預金を効率的に運用するため、北海道債を購入したものでございます。</p> <p>23ページ以降については、明細書及び事業報告などを記載しておりますので、お目通し願います。</p> <p>以上、令和5年度決算の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。</p>	
○議	長	次に監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。
		(宮崎監査委員挙手)
○議	長	宮崎監査委員。
○宮崎監査委員		地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました、令和5年度の中空知広域水道企業団の水道事業会計の決算につきまして、中空知広域水道企業団監査基準に準拠して審査を行いましたので、お手元の決算審査意見書によりご報告申し上げます。
		審査の対象は、令和5年度水道事業会計の決算及び決算関係書類についてであります。

審査の期間、審査の着眼点及び実施内容は、記載のとおりでありますのでお目通し願います。

審査の結果につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と照合の結果は符合しており、かつ、予算は適正に執行され、いずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

審査意見でございますが、決算をみますと、損益計算書において、収益合計額は前年度と比較して247万円5,000円、0.2パーセント減の15億6,506万9,000円、費用合計額は前年度と比較して3,855万1,000円、2.7パーセント増の14億5,105万3,000円で、収支は前年度と比較して4,102万6,000円、26.5パーセント減の1億1,401万6,000円の純利益となったところであります。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュ・フローが6億8,313万6,000円のプラスです。投資活動によるキャッシュ・フローが11億1,079万8,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュ・フローが2億2,194万2,000円のマイナスとなった結果、前年度と比較して資金が6億4,960万3,000円減少し、期末残高は14億8,632万9,000円となりました。

収入の根幹をなす給水収益をみますと、人口減少による契約者数の減少から、前年度と比較して1,449万8,000円減の13億5,138万1,000円となり、今後においても減収が続いていくものと考えられます。また、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す営業収支比率につきましては、前年度に引き続き100パーセントを上回り、102.4パーセントとなっております。有収率につきましては、前年度と比較して0.1ポイント減の83.5パーセントとなっております、引き続き状況の改善に努めていただきたい。

企業債の令和5年度末残高は44億3,130万2,000円で、前年度と比較して2億4,495万円の減、企業債元金の償還額は3億8,485万円で前年度と比較して7,644万8,000円の増となったところであり、財務分析による企業債元金償還額対減価償却費比率も50.9パーセントと、前年度と比較して9.9ポイント増加しておりますが、当年度の減価償却費で償還できる状態となっております。

今後も給水人口の減少が見込まれる中、老朽化した水道施設や設備、管路などの更新に伴う費用の増加などが続くと考えられますが、計画的な経営の効率化と健全な財政運営に努められ、引き続き安全で安心な水道水の安定供給に取り組まれることを期待するものであります。

なお、審査の概要であります、2ページには業務の実績、3ページ、4ページには予算の執行状況、5ページから7ページには経営成績、8ページ、9ページには財政状態、10ページ、11ページには建設投資について記載しておりますのでお目通し願います。また、12ページ以降につきましては、損益計算書、資本的収支、貸借対照表の前年度比較表を参考資料として記載しておりますので、お目通しを願います。説明は省略させていただきます。

以上で、決算審査報告を終わります。数字等の読み違いなどございましたら、配付をさせていただいております審査意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議

長

説明が終わりました。

○議 長	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  (高田議員挙手)
○議 長	高田議員
○高 田 議 員	1点目として、給水収益について、料金を改定した令和2年度以降の対前年度比の推移について伺います。2点目として、収入率の推移について、同じく令和2年度以降の状況について伺います。
○議 長	答弁を求めます。  (営業課長挙手)
○議 長	営業課長
○営 業 課 長	<p>それでは答弁させていただきます。令和2年度以降はコロナ感染症の影響を受け、月ごとの水量推移については例年にない動きを見せていた状況もございましたが、1点目の給水収益の推移につきましては、令和2年度が15億4,056万5,799円、令和3年度が15億4,680万6,323円で前年度比624万524円、0.4パーセントの増、令和4年度が15億230万5,774円で前年度比4,450万549円、2.9パーセントの減、令和5年度が14億8,635万9,346円で、前年度比1,594万6,428円、1.1パーセントの減となっております。</p> <p>2点目の収入率の推移につきましては、3月末時点での収入率で令和2年度が97.63パーセント、令和3年度が97.91パーセントで前年度比0.28パーセントの増、令和4年度が97.71パーセントで前年度比0.2パーセントの減、令和5年度が95.28パーセントで前年度比2.43パーセントの減となっており、5月末時点での収入率では、令和2年度が99.45パーセント、令和3年度が99.58パーセントで前年度比0.1パーセントの増、令和4年度が99.69パーセントで前年度比0.11パーセントの増、令和5年度が99.56パーセントで前年度比0.1パーセントの減となっております。</p>
○議 長	答弁が終わりました。再質疑ありますか。  (高田議員挙手)
○議 長	高田議員
○高 田 議 員	令和5年度について、現年度分の収入率をみると前年度から減となっております。その原因について、どのように分析しているのか伺います。
○議 長	答弁を求めます。  (営業課長挙手)

○議 長	営業課長
○営業課長	<p>現年度分の収入率については、基本、毎月28日の口座振替分納付の消込のタイミングにより、収入率が大きく変わることになります。令和4年度と5年度の3月末現在収入率に、2.43パーセントもの差が生じた理由といたしましては、収納代理金融機関9行全ての口座振替分納付の消込完了には、3営業日が必要であり、令和4年度の3月の口座振替日である28日が火曜日で、月末31日までに消込完了ができたことに対しまして、令和5年度3月の口座振替日である28日は木曜日で、口座振替分納付の消込完了予定が、土日を挟んでしまったことにより、ゆうちょ銀行及び北洋銀行分の消込が、年度末の31日に間に合わなかったことが大きな要因と考えております。なお、令和5年度5月分の収入率につきましては、28日が火曜日で、31日が金曜日だったことから、口座振替分納付消込への影響はなかったため、令和4年度と5年度の収入率の差が0.13パーセントまで縮まったと判断しております。</p>
○議 長	<p>答弁が終わりました。再質疑ございますか。</p> <p>(高田議員挙手)</p>
○議 長	高田議員
○高田議員	<p>それでは質問させていただきます。口座振替日が28日のため消込みが月末31日に間に合わなかったという答弁がありました。そのため令和4年度と5年度の差が0.13パーセントまで縮まったことが分かりましたが、前年度からの収入率は下がっているため、令和5年度についてはどのような収納対策を行ったのか、そして今後、収入率向上に向けて、どのような対策を行っていく考えなのかについて伺います。</p> <p>(議長の声あり)</p>
○議 長	柴田議員
○柴田議員	<p>令和5年度の決算にかかる質疑でありますので、先程来、お話しを伺っていると令和2年度、あるいは令和5年度と令和4年度の差の問題等については、監査委員の方から詳しく説明があった点であり、非常に時間がかかっておりますことから、議長に取り計らいをお願いしたいと思います。</p>
○議 長	<p>今ほど柴田議員から議事進行に関する発言がございました。私としては、令和5年の収納に対する取り組みの件に関してのみ答弁を求めたいと思います。</p>
○議 長	<p>それでは答弁を求めます。</p> <p>(企業局長挙手)</p>
○議 長	局長

○局	長	<p>収納対策についてお答えしますが、5年度に何を行ったかについてお答えしたいと思います。令和5年度につきましては、従来からの督促状、催告書の送付ですとか、2カ月以上の未納者に対する給水停止、執行などの取組み、これは通常取組みになりますけれどもそれ以外に管外、要は3市1町以外に転出した人を徹底した追跡を強化したこと、管内居住者で使用中止して要は給水停止できない箇所の未納者に対する臨戸催告の強化などの取組みを行いました、結果として収納率は低下してしまいました。しかしながら先ほどお答えしましたとおり、口座振替日の影響があった3月末の数値は別としましても、5月末の収入率も前年度比0.13ポイント減の99.56パーセントとなったとは言えですね、数字としては歴代3番目の数字であり、低くない収入率であるということを申し添えさせていただきます。</p>
○議	長	<p>答弁が終わりました。他に質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、認定第1号の認定について採決いたします。</p>
○議	長	<p>本案は、原案のとおり認定することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。</p>
○議	長	<p>以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。</p>
○議	長	<p>以上をもちまして、令和6年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員